

和幸クラブ会則

令和5年4月30日現在

第1条 名称

この会は和幸クラブといい事務所を会長宅に置く。

第2条 組織

この会の会員は、下原自治会区域内に居住し年齢60才以上で趣旨に賛同するもので組織する。

ただし年齢に達しなくとも希望により入会することができる。

また都合により退会を希望する場合はいつでも退会できる。

なお、入会、退会時は会長に届けるものとする。班長は班内の転出、死亡等が発生した場合、すみやかに会長に報告する。

第3条 目的

この会は、会員相互の親睦を図り、常に健康を保持し、

希望ある生活を営み家庭の民主化と社会福祉の増進を図ることを目的として次のことを行う。

- 1、健康保持増進に必要なこと
- 2、親睦慰安に資すること
- 3、福祉厚生に関する研修会の開催
- 4、慶弔について別表に定める金額を贈呈する
- 5、その他目的達成に必要なこと

第4条 役員

この会に役員をおく 会長 1名、副会長 2名、会計 1名、理事 若干名、監事 2名

役員は総会において選任し、理事(班長)は、各班の会員の中から選出する

任期は2年として再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 役員の任務

会長は本会を代表し会議の議長となる。副会長は会長を補佐し会長事故ある場合はその職務を代理する。

会計は経理を掌る。

理事は理事会に出席し事業の計画実施その他必要事項を協議する。監事は本会の経理を監査し総会に報告する。

第6条 顧問

この会に顧問を置くことができる。

顧問に総会において推薦し会長が委嘱する。

第7条 会議

この会の会議は、総会、理事会とし毎年4月に定期総会を開き理事会は会長が召集する。

第8条 経費

この会の経費は会費、助成金、寄付金を以ってあてる。会費は年1,200円とする。

第9条 会計年度

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日を以って終わる。

第10条 帳簿

この会に会計簿、会員名簿、記録簿を備える。

第11条 会則変更

会則の変更は、総会において会員数3分の2以上の出席があり、その過半数の決議を以って決定する。

付則

この会則は昭和46年5月29日より施行する。

一部改正 平成 2年4月 1日

一部改正 平成16年4月17日

一部改正 平成23年4月11日 見舞金の廃止

一部改正 令和 5年4月30日

別表

香料 ¥5,000円(在籍5年以上と限定する)